

議案第 4 4 号

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長	1 回につき	1 0, 8 0 0 円
開票管理者	1 回につき	1 0, 8 0 0 円
投票所の投票管理者	1 回につき	1 2, 8 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	1 回につき	1 1, 3 0 0 円
投票所の投票立会人（6 時間以上）	1 回につき	1 0, 9 0 0 円
投票所の投票立会人（6 時間未満）	1 回につき	5, 4 5 0 円
期日前投票所の投票立会人（6 時間以上）	1 回につき	9, 6 0 0 円
期日前投票所の投票立会人（6 時間未満）	1 回につき	4, 8 0 0 円
選挙立会人	1 回につき	8, 9 0 0 円
開票立会人	1 回につき	8, 9 0 0 円

」を

「

選挙長	1 回につき	1 2, 2 0 0 円
開票管理者	1 回につき	1 2, 2 0 0 円
投票所の投票管理者	1 回につき	1 4, 5 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	1 回につき	1 2, 8 0 0 円
投票所の投票立会人（6 時間以上）	1 回につき	1 2, 4 0 0 円
投票所の投票立会人（6 時間未満）	1 回につき	6, 2 0 0 円
期日前投票所の投票立会人（6 時間以上）	1 回につき	1 0, 9 0 0 円
期日前投票所の投票立会人（6 時間未満）	1 回につき	5, 4 5 0 円
選挙立会人	1 回につき	1 0, 1 0 0 円
開票立会人	1 回につき	1 0, 1 0 0 円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月11日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬額について国基準と同様の引上げを行うため、つくばみらい市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、条例の一部を改正するものです。